

長に通報させる制度を確立する。

- ⑧ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「SHO-BI企業倫理規程」において基本方針を定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む、以下同じ）その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しかつ管理する。
- ・株主総会議事録と関連資料
 - ・取締役会議事録と関連資料
 - ・取締役を決裁者とする決裁書類及び付属書類
 - ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生回避・軽減に努める。
- ② 危機発生が現実になった場合及び発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を中心に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。
- ③ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会として、企業活動に関する様々なリスクを統括管理するための組織として取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠し、リスク管理を徹底する。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行及び実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。

不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ② 代表取締役の監督の下、取締役会に諮る重要な事項について事前に十分な審議が行われるよう、取締役を構成員とする経営会議を定期的で開催する。
- ③ 取締役は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
- ④ 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。
- ⑤ 取締役会の意思決定の客観性及び妥当性を高めるため、取締役のうち1名以上を社外取締役とする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イ・ロ・ハ・ニ)

(1) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社に関する重要事項については、関係会社管理規程において当社に事前承認または報告を受けさせる事項を定める。
- ② 当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役が、グループ全体の観点から監督を行い、必要に応じて、当社の取締役会において、子会社の取締役の職務の執行状況の報告を行う。

(2) 当社の子会社の損失の危険に関する規定その他の体制

- ① 当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスク分析、評価、対応策の協議を実施し、また子会社においても当社と同様のリスク管理規程を運用することにより、リスク管理を徹底する。

(3) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社において、当社取締役と兼任している取締役も出席の下で、取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ② 当社の子会社の取締役は委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
- ③ 当社の予算と実績の対比は、当社グループ連結で業績管理を行う。

(4) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「SHO-BI企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

- ② 子会社業務執行状況については、定期的に親会社の内部監査部門が内部監査を実施する。
- ③ 当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。
- ④ 「SHO-BI企業倫理規程」により、当社の子会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス上の問題を発見したものには、その旨を子会社取締役は当社監査役に、子会社使用人は当社内部監査室に報告する制度を確立する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「SHO-BI企業倫理規程」において基本方針を定めており、当社子会社についても規程を準用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

- ① 監査役または監査役会が、監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要な人員を配置する。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人として監査役付を置いた場合、当該使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査役会の同意が必要である。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ・ロ)

- ① 当社監査役は当社及び子会社取締役会議事録等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。
- ② 当社監査役は、必要に応じていつでも当社及び子会社の取締役、監査役、使用人等から説明を受けることができる。
- ③ 当社及び子会社取締役、監査役及び使用人は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに当社監査役に報告する。
 - a. 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの
 - b. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの
 - c. 取締役職務に関して行われた不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実
 - d. 当社商品において重大な被害を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
 - e. SHO-BI企業倫理規程への違反で重大なもの
 - f. 内部通報制度に基づいて通報された事実

- g. 公的機関から受けた行政処分
- h. 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
- i. 業績及び業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容
- j. 監査契約の変更
- k. 内部統制システム、基本方針の変更
- l. 上記各号に準ずるその他の事項

- ④ 当社及び子会社取締役及び使用人は、当社監査役が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。
- ⑤ 当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、重要な事項が発生した場合には当社監査役へ報告する。
- ⑥ 当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査役に定期的に報告する。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ① 監査役の半数以上は社外監査役とし、客観性と透明性を図る。
- ② 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査役監査の実効性を高める。
- ③ 監査役会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査役監査の実効性を高める。
- ④ 監査役と会計監査人、内部監査人及び子会社監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。
- ⑤ 監査役会が監査において、社外の専門家の活用が必要と認めた場合、監査役会の判断で利用できる。

9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項第5号)

- ① 当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない旨を「S H O - B I 企業倫理規程」において、規定し、当社グループ役員に周知徹底する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第6号)

- ① 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を会社が負担する旨を監査役監査規程に定めて明確にする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

以上